

2025年度立入検査の実施状況及び 2026年度立入検査の重点事項について 【報告】

2026年3月10日

産業保安・安全グループガス安全室

1. 2025年度 立入検査の実施状況（保安）

1. 本省

経済産業省本省の2025年度立入検査は、2025年4月1日～2026年2月28日の間に、

- ① 前回の立入検査実施から相当期間を経過している事業者
- ② 法令遵守状況を確認する必要がある事業者

を対象として、**11事業所に対して立入検査を実施**した。

2. 産業保安監督部

経済産業省産業保安監督部の2025年度立入検査は、2025年4月1日～2026年2月28日までの間に、おおむね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、産業保安監督部において、**96事業所に対して立入検査を実施**した。

2025年度立入検査重点事項

<保安業務に関する事項>

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況

<販売事業に関する事項>

- ⑥ 保安機関の連絡先の通知状況に関する確認
- ⑦ L P ガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑧ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑨ 販売の方法の基準の適合状況（取引適正化に関する事項についての対応は資源エネルギー庁・各経済産業局で実施）

2. 2025年度 立入検査の結果（保安）

- 経済産業省本省及び産業保安監督部において、2025年度の立入検査重点事項に基づき検査を行ったところ、主な指摘と改善すべき事項は次のとおり。

①保安業務に係る委託業務の内容に関する事項

- 保安業務を委託する上で締結する書面について、一般消費者が法人の場合における代表者名の記載不備、委託者名及び受託者名の記載不備
- 保安業務を実施した結果を販売事業者に連絡する方法について、書面に記載している方法と実際の方法との不整合

②保安業務の実施状況に関する事項

- 定期供給設備点検、定期消費設備調査等の実施不備
- 保安業務を実施した結果を販売事業者に連絡する方法について、保安業務規程に規定する方法と実際の方法との不整合
- 周知文書における緊急時連絡先の記載不備

⑦LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況に関する事項

- 質量販売における消費設備調査結果を記載した帳簿の作成不備

⑧貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況に関する事項

- 屋外に設置しなければならない容器を屋内に設置
- バルク貯槽の安全弁について検査期限の超過

3. 2026年度 立入検査の重点事項（保安）

- 2026年度の立入検査においては、下記事項を踏まえ、引き続き、次に掲げる事項を重点的に確認することとする。
 - ✓ 2025年度に実施した立入検査での指導内容の実績
 - ✓ 近年（2021-2025）の事故発生状況と液化石油ガス安全高度化計画2030における安全高度化指標との比較
- 2025年度の指導内容の実績として、保安業務委受託契約における記載不備や、保安業務実施における不備等が多く見受けられたことから、特に「① 保安業務に係る委託業務の内容」及び「② 保安業務全般の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）」について詳細に確認することとする。
- 近年発生した事故と安全高度化指標との比較において、質量販売事故、他工事事故、業務用施設で発生した事故（CO事故含む）が指標を上回っており、「④ 質量販売、CO中毒、他工事事故対策等の周知状況」について詳細に確認することとする。

2026年度立入検査重点事項

- ① **保安業務に係る委託業務の内容**
- ② **保安業務全般の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）**
- ③ 緊急時対応及び緊急時連絡の体制
- ④ **質量販売、CO中毒、他工事事故対策等の周知状況**
- ⑤ 保安機関の連絡先の通知状況に関する確認
- ⑥ LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑦ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑧ 燃焼器等の消費設備に係る基準適合性の確認状況
- ⑨ 販売の方法の基準の適合状況（取引適正化に関する事項についての対応は資源エネルギー庁・各経済産業局で実施）